項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十二項及び第二十三項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項第一号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十一項、第二十四項又は第二十五項」を「第二十項、第二十三項又は第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に、「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第六条第八項」を「第六条第九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「第十三項から第十七項まで及び第十九項から第二十九項まで」を「第十項から第十四項まで、第十七項、第十八項及び第二十項から第二十八項まで」に、「第六条第八項」を「第六条第九項」に、「同条第四項本文、第六項及び第七項」を「同条第四項、第七項及び第八項」に、「第十四項」を「第十一項」に、「第十九項に」を「第十七項に」に、「第十五項及び第十九項」を「第十二項及び第十七項」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十四項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第十二項から」を「第九項から」に、「第六条第十三項」を「第六条第十一項」に、「第十二項まで」を「第十項まで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条に次の一項を加える。

34　民間国外債の発行をした者で法第六条第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、その者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時における当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人に係る法第六条第十二項に規定する書類を、当該利子の支払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既にこの項又は前条第十七項の規定により当該事業年度開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

（振替社債等の利子の課税の特例）

**第三条の二**　法第五条の三第一項及び第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　非居住者又は外国法人が所有している法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）に係る法第五条の三第一項に規定する所有期間（次号において「所有期間」という。）の初日が当該特定振替社債等の利子の計算期間の初日以前である場合　当該計算期間に対応する利子の額

二　非居住者又は外国法人が所有している特定振替社債等に係る所有期間の初日が当該特定振替社債等の利子の計算期間の初日後である場合　当該計算期間に対応する利子の額に当該所有期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額

2　法第五条の三第二項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　特定振替社債等の発行をする者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

二　特定振替社債等の発行をする者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

3　前項各号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

4　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

5　法第五条の三第二項及び第三項の場合において、特定振替社債等の利子の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（同条第二項に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。）であるかどうかの判定は、当該利子の計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子について当該発行をする者の当該計算期間の初日を含む事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第十七項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

6　法第五条の三第三項に規定する政令で定める利子は、次に掲げる利子とする。

一　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受ける利子のうち、当該非居住者の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二　所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける利子のうち、当該非居住者のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

7　法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第百十五条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十五条に規定する投資法人債

二　社債、株式等の振替に関する法律第百十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十七条に規定する相互会社の社債

三　社債、株式等の振替に関する法律第百十八条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十八条に規定する特定社債

四　社債、株式等の振替に関する法律第百二十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十条に規定する特別法人債

五　社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十七条に規定する外債

六　社債、株式等の振替に関する法律第百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

七　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社債

八　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

8　法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める指標は、次に掲げるものとする。

一　振替社債等の発行者等（法第五条の三第四項第一号に規定する振替社債等の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額

二　振替社債等の発行者等が保有する資産の価額

三　振替社債等の発行者等が支払う剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他これらに類するものの額

9　法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第四号から第七号まで、第十一号、第十四号、第十九号及び第二十号に掲げるものとする。